



平成27年5月27日

各 位

会社名 田淵電機株式会社
代表者名 取締役社長 貝方士 利浩
(コード番号 6624 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員
経営管理本部統括 佐々野 雅雄
(電話番号 06-4807-3500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成27年6月26日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第23条第2項及び第31条第2項の一部を変更するものであります。なお、これらの定款規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第23条 (略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第23条 (現行通り) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役である者を除く。</u>)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役の責任免除) 第31条 (略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第31条 (現行通り) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(予定)
平成27年6月26日(予定)

以上